被爆者への募金は、 被爆者を助け、 核兵器のない世界を実現する もっとも確かな行動です。



益川敏英さん

(舞台女優) 有馬 理恵さん

(元日本ウエルター級チャンピオン) 小林秀一さん

私も応援

しています

募金にご協力いただける方は **郵便振替 00110─9─1780** 口座名 「原水爆禁止日本協議会」

原水爆禁止日本協議会 〒113-8464 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター6F Tel.03-5842-6031 Fax.03-5842-6033

E-mail: antiatom55@hotmail.com

取扱団体

被爆者への 援護施策の補償 の改善を求めて

被爆者と国民のたゆみない運動で、1995年にはやっと被 爆者援護に関する現行法ができました。

被爆当時、広島か長崎の市内にいた人、投下後、救援など で市内に入った人、近隣での救護や放射能を含んだ黒い雨で 被爆した人、母親の胎内で被爆した人などには「被爆者健康 手帳」が交付され、定期健診やがん検診を受けることができ ます。また、病気などで一定の条件を満たすと健康管理手当 や医療特別手当の支給を受けることができます。いずれも、 運動によって実現したものです。

しかしその制度と運用は、被害の実態や被爆者の願いから まだまだかけ離れたものです。

その顕著な表れが、原爆症認定の問題です。法律では、原 爆に起因する傷害にたいしては、医療特別手当が支給される ことになっています。ところが、国は、放射線に起因するこ とが証明できないといって、実際上、2キロ以遠での被爆や 残留放射能による被爆での「原爆症認定」をほとんど却下し ていたのです。この問題は、300名を超える被爆者が全国で 裁判を起こし、国会でも裁判の場でも国の誤りが明らかに なったため基準の見直しが行われました。

原告 : 崔陽若座り込み中

ANGERRALOSSERARA, ESTROCARDASE!

にんげんをかえせ

しかしいまも原爆症の認定がおりない人、被爆者手帳を取 得できない人、不当に狭く設定された被爆地域や「黒い雨の 降雨地域」、さまざまなハンディに悩まされる海外在住被爆 者や韓国 朝鮮人被爆者など、問題は山積しています。

問題の根本には、「戦争の犠牲は国民が等しく受忍すべ き」という国の受忍政策があります。被爆者は、国が二度と 核兵器の被害を招かない証として、国家補償の被爆者援護法 を作るよう要求しています。



「命ある 山山

広島と長崎の被爆から 65年余り経ったいま も、22万人を超える被 爆者が心と体に傷を負っ て暮らしています。

1945年8月6日と9

日、二つの街は一瞬のうちに廃墟となり、死者数 はその年の末までに21万人にのぼりました。原爆 の熱線、爆風、放射線の影響はその後も人々の命 を奪い、多くの被爆者を苦しめています。

被爆者の願いは、世界のどこにも、みたび被爆 者をつくらせないことです。そのために「命あるう ちに核兵器の廃絶を」と訴え続けています。

- 2010年8月、広島を訪れた国連の潘基文事務総 長は、被爆者に向かって「皆さんの声は世界各地に 響き渡っています…。被爆者の方々が生きている

間に核兵器のない世界という 私たちの夢を実現しましょう」 と語りかけました。

核兵器の廃絶へ、被爆者の 声はいま確実に世界を動かし ています。



国連·潘基文事務総長

被爆者は訴える・・・



谷口稜曄さん(長崎の被爆者)

私の姿を、どうか目をそらさないでもう一度見 て欲しい…。3発目の核兵器が使われるならば それは人類の絶滅、地球とあらゆる生命の終え んを意味するでしょう。私は核兵器がこの世か らなくなるのを見届けなければ安心して死んで いけません。 (2010年5月7日、NPT再検討会議で)



セツコ・サーローさん(広島の被爆者、カナダ在住)

黒焦げに焼かれ、水を求めながら死んだ4歳 の甥は、私にとってすべての子どものシンボルと なりました。子どもたちの生存を確かなものにす るため、被爆者の誓いを共有してください。

(2010年8月6日、原水爆禁止世界大会-広島で)



ホ・ジョンファさん(韓国人被爆者)

日本の侵略によって強制動員され、移住を余 儀なくされた朝鮮の原爆被害者の悔しさはな おさらだったのです。日本人被害者と同じ補償 をして欲しい。子孫たちが核兵器の脅威のない 平和な世界で自由に遊び、友情を分かち合うこ とを願っています。

(2010年8月6日、原水爆禁止世界大会-広島で)

原水爆禁止運動と被爆者

敗戦とともに日本を占領した米軍は、 死ぬべきものはす べて死んだ と発表し、被爆者救援の道を閉ざしました。被 害の調査や報道を禁止する一方で、広島と長崎では被爆者を 核開発の研究材料として扱ったのです。

日本政府もまた占領政策に従い、被害者を放置しました。 絶望の淵に立たされていた被爆者に希望を与えたものは、 1954年、太平洋 ビキニ環礁でのアメリカの水爆実験を機に 大きく広がった原水爆禁止の世論でした。日本の有権者の二 人にひとりが署名した運動の広がりの中で、多くの被爆者 が、核兵器の被害の証人として、口を開きはじめたのです。

1955年8月、第一回原水爆禁止世界大会が開催されまし た。政府が世論に押されて、最初の法律「原爆医療法」をつ くったのは、1957年4月。被爆から12年後のことでした。



核兵器廃絶を求める世 界世論の広がりは、被爆 者の勇気と、ともに行動 した原水爆禁止の草の根 の行動からはじまったの です。

被爆者を支える草の根の援護

被爆者は、人類の歴史の中 で唯一、核兵器の被害を体験 した人たち。その体験を世代 や国境を越えて知らせていく ことは、核兵器のない世界を

いわさきちひろ 「チューリップとあかちゃん」1971年



実現するもっとも重要な活動です。 被爆者の平均年齢はいま76歳ですが、多くのみなさんが 各地で被爆体験を語り続けています。また、国連やアメリ カ、ロシアなど核保有国などにも出かけ、体験を語り、「被 爆写真展」を開いています。

被爆者のこれらの活動を支え、原爆で身寄りを失った人 をはじめ、被爆地や地元で暮らす被爆者をお見舞いするな ど、被爆者の心と暮らしの支えをつくること―それが被爆 者援護募金の目的です。

寄せられ た募金は

被爆者団体が被爆の実態を広める ために内外で行う活動への支援、広 島、長崎をはじめ全国各地の被爆者 への年末お見舞い、被爆者のための

相談所の運営や相談会、被爆者検診など多様な活動 を支えています。